

平成23年度第4回三重県自然環境保全審議会 議事録

平成23年7月28日(木) 水産会館

日時 平成23年7月28日(木) 13:30~17:15
場所 三重県津市広明町 三重県水産会館5F大会議室
出席委員 会長：加治佐隆光 副会長：富田寿代
委員：伊藤千鶴、内田克宏、大西かおり、木佐貫博光、木村京子、
濱中良平、宮上とよ子、山崎美幸、山本廣視、米山宗隆
17名中12名出席
議題 「自然公園法施行規則第11条第35項の規定による基準の特例を定めること」について

尾崎室長 開会宣言
「平成23年度第4回三重県自然環境保全審議会」を開催します。

西村総括室長 (挨拶)

室長 審議会の成立
審議会の開催は、三重県自然環境保全条例第41条第2項の規定では、「会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」と定められております。
本日は、委員17名中、(12)名のご出席を頂いておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

資料確認

- ・ 事項書
- ・ 出席者名簿
- ・ 諮問理由
- ・ 青山高原のパンフレット
- ・ 現地調査の新聞報道記事
- ・ 青山高原を守る会からの要望書の対比表
- ・ 資料 1 日本野鳥の会三重からの文書
- ・ 資料 2 「県民の声」に寄せられた審議会あての文書

それでは、議事に入らせていただきますが、三重県自然環境保全条例第41条第1項の規定によると、「会長が議長となる」と定められていま

す。 会長、議事の進行をお願いします。
審議会の公開について会長から。

加治佐会長 会長の加治佐です。よろしくお願いします。
三重県情報公開条例第43条の規定に基づく「附属機関等の会議の公開に関する指針」により、本審議会を公開といたしたいと思いますが委員の皆様よろしいでしょうか？
ご意見が無ければ、公開といたします。
それでは、傍聴人及び報道関係の方にご入室いただきます。

傍聴人、報道関係者 入室、着席、「傍聴心得」

室長 報道関係の方、写真撮影はどのようにするのか？

会長 このまま、ずっと撮り続けるのか？

報道 もう終わります。

審議開始

加治佐会長

それでは、議題に入りたいと思いますが、皆様方の格別のご協力により、議事が円滑に進められますようよろしくお願いいたします。

事務局から「日本野鳥の会三重」からと県民の声に寄せられた審議会あての意見を紹介。

なお、「青山高原を守る会」代表武田さんからの意見書については、事業者の意見との対比表を作成しているので、また見ておいてください。

では、事務局お願いします。

事務局 (野鳥の会の意見書、県民の声) 紹介・・・資料 1, 2

会長

審議会あてに寄せられた意見については、審議会として参考にし、そして、前回までの審議会で委員の皆様のご意見等をお伺いし、また、現地調査の結果もふまえて、議論の足がかりとなる、答申の会長素案を準備した。

事務局で配布をお願いします。(事務局 会長素案を委員に配布)

それでは、読み上げる。(会長が答申案素案を読み上げる)

会長

評価書、事業者等の意見に基づき、私が書いた、若干「認めてもよい」という委員からみたら、厳しくて、「認めることに反対」の委員の方にはゆるいと感じると思うたたき台になればと思い書いた。

ここに書いてある半分は、市民等からの意見を反映したドライブコース、ハイキングの安全、景観など、赤とんぼの丘とつつじの丘の間を管理道路が走ることによる危険性等を考慮して、こういう条件付きの、私の言葉でいうと「条件付きの黙認」という一応素案を設けたが、あくまでも素案なので、皆様の意見等に即して赤ペンを入れていくつもりである。感想、質問等があればお願いしたい。

大西委員

答申案について、前回までの当審議会での発言で特例を認めないという意見が一部の委員から多く出ている状況の中、積極的に特例を認めるという意見はない。

この答申案では、特例は認めることで、話は進んでいるが、判断理由は？

会長

現地視察の際に個々には「認めてもよい」という声が聞こえてきた。理由というよりも、そのあたりに配慮したという事。

大西委員

現地視察では、議事録等にも発言が残らない。室内の議事の中で、そういった積極的に特例を認めるという発言があるかないかを議論する必要がある。

会長

ありがとうございます。

特例は認めないという回答でもよいが、皆さんの意見をまとめるのが会長の役目です。どしどし意見を出し合ってもらいたいと思う。

木佐貫委員

会議に出るのは初めてで、現地にも行ってない。個人的には、特例を認める、認めないというのは、やっぱりある程度問題がない場合には認めてもいいのかもしれないが、例えば絶滅危惧植物があったらそれは移植するとか、移植してまで保護が求められているということは、やはりそういう希少な植物がその地で生育しているということを守るところが重要で、種を守るだけではなくて、生態系を残すということが大事になってくる、そのあたりも問題がないというアセスの結果があるのであれば、特例を認めるという結果もあり得るのではないかと思う。植物に限らず、コウモリとか、夜行性のほ乳類、鳥類などに対する回答が充分なされていないと感じられる。特例を認めるというのは個人的には難しいという感想を持った。

木村委員

前回の現地見学で感じたこと。諮問理由の一つである眺望・展望について、既に

景観が悪くなっているということだが、三角点からの眺望というのは充分すばらしく、癒される。三角点の付近から左方向、一番近い風力発電の施設、それ以外は前方に並ぶため、現状と比べると景観は悪化する。特別地域に入らない部分で、やや遠くのほうに建つというのは公園法では規制できない。伊賀側に多く風車が建つと景観が悪くなる。南西側のほうはまだまだ今までの状態が残っている、それを壊してしまうのはどうか。

現在の節電状況はまだ改善の余地がある中、わざわざ自然環境、自然景観を壊してまで電力を確保するため風車を作る必要があるのかということは非常に疑問。

風力発電の発電量が不安定で微少であるという説明を受け、あの景観を壊してまでつくるべき物かどうかを考慮すると、許可基準の特例を定め許可することは反対。

伊藤委員

環境影響評価委員として携わっていた。

ブッシュになっているツツジ群落を取り除き平地にするとシカの食害は増える。

ツツジ群落を壊し風力発電をする意味があるのか？対応年数が17年なら、自然環境の破壊はその年月では元には戻らない。反対。

内田委員

シカはツツジを食べる。このままではシカのえさになる。

大台山系でも、ツツジはほとんどない状況である。現状、既設の風車があるため、それほど神経質にならなくてもいいのではないか。

伊賀在住だが、伊賀から青山高原の景観は既設の風車があり違和感はない。地元の方は「(風車を)つくってもいい」という意見もあった。

会長

意見がいろいろ出てくるのはわかった。

濱中委員

結論から言うと、特例を定めてもいいのではないかという考え。

ただし、事業者が景観について、当初から配慮していたわけではないことについて、事業者の根本的な考えや取り組みに不安がある。また、既設の風力発電施設取り付け道路のアセビの植林時期、植林方法に配慮されていないことが納得できない。植え方が等間隔ではいかにも人工的で違和感がある。もっと自然な方法で植林、移植されることを望みたい。尾根に道路を作り、動物が行き来できないような施行方法も配慮できないか。

青山高原の自然を守る会、個人意見等多くの反対意見等も参考にしなくてはならない。

会長素案の5番、情報公開は絶対必要。

5番の条件のように情報を広く一般に知らせないと、特例で許可された時点で終わってしまうようなことでは、県民の賛同が得られない。施設を作った後の(設備、

自然環境両方への)メンテナンスに配慮し、動物の観察、植物の観察に考慮し、見学に訪れる人へのサービス向上だということだとかそういうことに配慮が必要。

宮上委員

頂上からの眺めはすばらしかった。道路から見えるところは、ツツジが多い。

ツツジは残してほしい。笹が多く食べられていたので今後どの程度残していけるのか知りたい。

反対の部分もあれば、賛成の部分もある。

山崎委員

私自身意見が固まっていない。結論は、濱中委員と同じように風力発電の建設は許可してもよいのではないかと考えている。

理由は、自然保護の観点と新エネルギーのバランス。新エネルギー、風力発電が思ったほど発電量がないということが、審議でわかってきた。三重県として新エネルギーをどのように打ち出していくかということも視野に入れていかないといけない。

三重県が新エネルギーの先進県として打ち出し、かつ、自然を守っていけるような先進県になるような、そのような観点からの取り組みをする先進県であってほしいというか、それが一つの方向性ではないか。

しかしながら、今後またそのような特例を認める、認めないというふうになったときに、今建っているからさらに作ってもOKというような発想にはならないようにする必要がある。今後このような案件が出たとしたら、その都度、審議を慎重に重ねた上で方向性というのを定めていくべき。

山本委員

特に、賛成、反対はない。個々の感覚の問題もあると思う。

双方の意見があるなら、それを条件付きでということによい。

米山委員

完全に賛成ではないが、新エネルギーの関係とか、電気の現状を考えると、全般的に、特例を定める事については、よいのではないか。

理由は、展望の著しい妨げにならない、眺望の対象に著しい支障を及ぼさないという2点での特例であり、野生動植物の生息への著しい支障ではないから。

県民の声相談室等での意見は健康被害、発電実績であり、自然公園法で議論するものではなく、別分野で議論されるべきものである。

ただし、著しい支障の程度がわかれば説明をお願いしたい。

富田副会長

風車設置の許可は仕方ない。

しかしながら、現地調査において、同じ青山高原内に他社管理の風車も混在して

いる状態のなか、故障等による停止が多くその管理方法は疑問。

新たな開発は最小限にし、現状の修理等でより効率のよい物を作るという考慮が必要。

新エネルギーの開は困難なので、青山高原への風力発電施設設置が妥当ではある。ただし、各会社が協力し効率よく管理経営を行うことが必須。

会長

出席委員の中には、積極的な賛成意見はない。「特例を適用するのをやめてほしい」ということと、「やむなく許可」ということが半々でよいか？

この場合、審議会としての回答は、「黙認」、「両論併記」というのも選択肢の一つ。

事務局としては、絶対回答か又は、賛否両論の中身を詳しく説明することが大切か、多数決か。

室長

審議会としての答申は一つ。会長素案は審議会で議論し決めるが、附帯意見というのはあり得ない。

会長

結果、「やむを得ず」、「移植の仕方を配慮する」等委員の意見は書き加えたい。「野生動植物の生息については少なからず影響を及ぼす可能性がある」とし、「よって特例の適用を認めるとか認めない」ということはあえて書いていない。知事には自分で考えてほしいというのが私の気持ち。あとはエネルギー問題のことがあるので。発電所を作るとしたらそういうことはイメージできる。

調査書の回答で事業所の説明はほとんど「事後調査をします」が多い。その「事後」というのは、工事をした後の事で「環境に留意」というのがほとんど、「工事中の環境破壊について留意します」ということです。工事完了後、発電開始後の事はほとんど書いてない。「歩行者に気をつけます」ということに全く触れてないのはそういうことだろう。

審議会として「特例を定める事を認めません」、「反対です」という答申書を書いたとしても、それは知事に対する答申であり、答申の結果を考慮せずに、知事が許可をすることになった場合、今まで議論してきたこと、私達が「移植の仕方」とか「環境、生態系への影響」等意見を出し合ったことがそこで消えてしまうことも懸念される。なので、「もし作るとしたら」というところに念を入れて書いた。

また、企業の「コンプライアンス」とかそういうことは、武田さん（青山高原を守る会）の本にも何カ所か書いてある。

評価書での事業者の態度は、「コンプライアンスというのは法律を守ればいいですね」というふうには読めなくもないが、コンプライアンスという言葉の意味には、「法律を守る」というだけではなく、それ以上のモラル的なことも含んでいる。

そして、中部電力のホームページ中にはコンプライアンスについて主張されてい

る部分、CSR社会貢献についての部分もある。中部電力グループでの取り組みで、その中にシーテック社が含まれている。

シーテック社は、この青山ウィンドファームの出資の8割を担っている会社。

各企業のCSR活動の紹介でそれぞれ、「ゴミ集めをしていますよ」等紹介しているのに、シーテック社のCSRの取り組み紹介はどのような事が書いてあるかというところ、社会的貢献の所に「風力発電をしている」という本業のことが書いてある。

そういう感覚が、何か不安感をかき立てる。

本来、知事から青山高原ウィンドファームに対し指導的で個々に書いてあることは県の指示になるかもしれない。

申請者とその上部会社への不安感等から、今の段階での提案で、後ろの部分はこういう展開になるにしても、列挙する。特例を定める事について賛成、反対どちらでも、書き加えることとする。

後はこの影響を及ぼす中にあるように、審議会として特例を定める事について、「賛成」とか、「反対」とか、今の状況をそのまま反映させるような書き方にする。

賛成の方は積極的な賛成ではなくて、「消極的な賛成」であり、反対の方は、生態系への影響を特に重視して「反対」と、要するに話をまとめるのではなくて、ここでの状況をまとめる、「報告」といたしたい。または、徹底的に話を煮詰めた方がよるしいか？

理論的なところで煮詰めた方がいいのではないかという意見の方もいるか？

大西委員

諮問に対して、「知事は特定を定めてはならない」という意見を当審議会ですべてまとめていただきたい。

もしこういった議論を尽くし、こういう意見もあるし、こういった意見もあるというのを出したとしても、もう一度どこかに諮問等、知事が他に聞かないとご本人で判断しづらいだろう。

折衷案というのは私の意見としてはない。例えば今40基、特例を認めるとなれば40基建てられてしまうのだが、折衷案になったから半分の20基になったとか万が一そういうことになっても、その20基が許せない。その20基が非常にいろんな影響があるのだから。景観にしる、生態系にしる、認めれば非常に影響が大きい。

認めなければ0になるとして折衷案にしても20基に対して影響があるということで、「特例を定めてはならない」というふうにしてほしい。

その理由として私が現地視察の前にしたように諮問を受けて事務局で整理をし、法律に引っかかっている部分が景観に関する事だけであるということ。

現地視察に行ってみたところ、非常な景観破壊である。風車が景観に影響があると感じた。

青山高原のチラシには、一本も風車が入っていない。もしも風車がよい景観というならば、なぜ一本も風車が入っていないのか。人間の心理が表れている。

事務局が整理した内容、明らかに公園法の審査基準を満たさない。特例を認めることはできない。

生態系に関する影響はないという判断だが、影響評価書と青山高原を守る会との意見の対比表でも、環境影響評価書でまとめられている最終的な事業者からの意見に問題があるのではないのか。景観以外にも生態系に影響があると考えている。もし、特例を定めるのであれば、生態系に関しても特例を定めなければ、許可できないのではないのかというふうに思います。

会長

聞いているとなるほどと思う。審議会の意見をまとめないといけない。

内田委員

実は子どもの頃から青山高原には登っているため、昔の青山高原を知っている。ススキも多く、夏の花、秋の花がたくさんあったが、今ほとんどない。昔の青山高原とはまったく違う。ドライブウェイ遊歩道、アスレチック、レストランも昔は本場の山小屋のレストランであった。現在のようになった経緯を知りたい。

室長

時系列からいくと青山高原の道路は国定公園に指定される前にあったものを道路に直した。特に第一種特別地域の中の遊歩道は公園に来た人が自然に触れるようにという観点で整備した。アスレチックも同様に自然の中でのウォーキング等、楽しみながら自然の中を歩くようなコンセプトで歩道等の整備をした。レストランは、民間の施設として運営されていたもので、現在レストランは休業している。

内田委員

レストランは、地元のレストランか？

室長

不明。

米山委員

「展望に著しい支障がある」の「著しい」とは、どの程度か？

「野生動植物の生息」、又は「景観の維持上重大な支障を及ぼす」というときの「景観の重大な支障」と「著しい展望の妨げ」、自然公園で風車を作るとかの違いを教えてほしい。今回の場合もあくまでも展望についての著しい障害は無視するけれど、だけど、景観の維持上重大な支障を及ぼす場合については許可しないということですか。

副参事

「著しい」と「重大」の違いということですが、二回目の審議会の資料で国が定めている「国立公園内の風力発電施設のありかた」では、今回は展望について障

害があったものについて景観の維持上重大な支障を及ぼす場合は、許可しないと載っている。

今回、青山高原で見られるように、視界に入るとか山稜線を分断するというのは「著しい」とされており、「重大な」というのは、全く高原景観を変えることが「重大」。だから、今回の青山高原で増設される風車の計画については「重大」ではないが「著しい」という中規模なものという事。

大西委員

「重大な」景観の破壊はどういったものが想定されるか？

副参事

想定だが、景観には展望、遠景、近景がある。それが全て変わってしまうということが「重大」と考える。例えば、青山高原ですと、景観の一つであるツツジがなくなってしまうとか、風車が建つことによってすべて地形が変わってしまう等が「重大」ではないか。今回の場合はスポット的にそうなるが一部なので、「重大」には当たらないと考える。

会長

全委員が生態系等に関して積極的に大丈夫とは言っていない。しかしながら、それでも風車が必要なのではないかと、1%の電力量でもあった方がよいのではないかという話から、自然環境の話で、論点にすると電気の話になる。

前回事業者が来たときも同様で、その所の所は経済、社会的条件として、あまり触れずにおきたい。なので、会長素案の最初の「記」と書いたところの最初の5行は賛成、反対ともにそれほど異論はないのではないか。

最初の5行、「・・・及ぼす可能性がある。」というところで、すでに何かあれば、ご指摘願いたい。

木村委員

風致景観については、はっきり「影響がある」。

風車については、風車の下、支柱の部分は裸地化し、そこに作業車、車、物が入り広場のようなになる。シカの食害により有毒植物のアセビしか残らない。景観破壊、植物の単純化が促進される。地元の人によると山上付近はシカ牧場だと悪口を言われている状況がある。三角点付近はまだ茂みがあるため、シカが入りにくい状況になっているが今回開発すれば、どんどん裸地化しシカが生息しやすい状況になる。生息域を広め歯止めがかからなくなるのではないのか。そのような状況をスポット的な破壊と説明されることに納得いかない。

会長

可能性があるというのでは弱い。懸念は多少なりともある。程度の違いはある。しかし、ポイントは「景観とか生態系についての懸念があるため、特例を認めてはならない」という結論を書くかどうかということで、「特例を認めてはならない」と

いう書き方にすると、後の「やむを得ず判断する場合は」以下の文章はほとんどい
らなくなる。「認めてはならない、作ってはならない。」という回答にすると「作っ
た後こういうことに気をつけなさい」というのは、書けなくなる。

内田委員

そうなるとういう事は考えられるということですか？

全部認めるということと、全部認めないと言うことと、この場所はだめ、この場
所ならよいとか、いろいろな書き方がある。

会長

はい。場所によって。

内田委員

よいというところと

会長

大反対のところと。ここは認められるとか。いわば場所で認められるとか、配慮
して折衷案を

内田委員

そういうのはないのか？

会長

あり得ると思う。

伊藤委員

一番はじめの建設が問題だと思う。

前例を作ると、その後続くので、強く「認めるべきではない」とするべき。

会長

はい。委員の意見はどちらかになる。

「やむなく」で折衷しようという一言でいうと折衷案と「認めてはならない」と
書くか？両論併記にするか、片方だけにするか。

審議会の総意として「特例を認めてはならない」と委員の意見がまとめればそう
書く。

室長

先ほどの議論の中で事務局の説明が不十分な点があったので、補足する。

米山委員から、「今回諮問したのは眺望展望に関する事項」であるということがあ
った。

先ほど、説明した環境省のガイドラインの中では客観的な見方ができるように基
準が示されている。山稜線を越えるものをつくる時は、許可基準に該当するという
認識を持っている。一方、生態系に関する事項では「重大な」という点があり、今
回の諮問で、生態系についての特例を諮問しなかった理由として、

1．事業者の行ったアセスの中で生態系への影響に対する配慮等について、青山

高原一帯のアセビ、ツツジ群落については基本的に風車を設置しないという計画になっており、事業者から一定の配慮が成されていること。

2. 景観ないし生態系に影響はあるが、それが重大であるかどうかという観点については、県が判断する。
です。

会長

素案中、「少なからず影響を受ける」と、「少なからず」と「影響を受ける」では違うとのことで、「やむなく」では今後によくないのではという意見が出た。

「特例を認めてはならない」という回答が出ているため、「やむなく」という書き方はしない。逆に委員の意見を全体的にとらえると、非常に過小評価の扱いになると思うが皆様どうか？富田委員からご意見お願いします。

富田委員

皆さん反対と言われているが、難しい。会長素案は「影響を及ぼす可能性があるから反対」ということ。

しかし、この審議会の答申で「反対」となった場合でもあえて知事が許可して風車を設置するなら、「こういうことに配慮が必要」と書いたほうが良い。答申で反対しても許可しないということではないのだから。審議会は一応意見を言うだけ。なので審議会としては反対だが、あえて許可するのなら、「風車の設置に際しては事業者はきちんと守るべき」ということです。

会長

私もかなり近い意見。

宮上委員

私も富田委員に近い意見。全然影響がないということはないと思う。

山崎委員

文章がまとまっていないので、最後をお願いしたい。

米山委員

結論は、どちらかという今回特例を定めてもいいのではないのか。なぜかという、風車の場合は「野生動植物の生息」、「景観」において、管理棟については、「山稜線を分断するなど展望に著しい支障を及ぼす場合」等、各項目により許可基準がある。会長の意見でもあったが、もしこの特例を定め風車の設置を認めたとしても、事業者側としては、「知らなかった」、「公表できなかった」、「隠した」というようなことがないよう、インターネット、HP等を用いて情報を広くPRし、三重県民が不安にならないようしっかり対応してもらうこと、県においては、許可する段階で各委員の意見を取り入れた許可条件を附して、許可基準に沿って許可を出してほしい。

濱中委員

意見は変わらないが、もし特例が定められ、許可されるなら、設置された風車が動かないまま放置されることのないよう、特に事業者の経営事情等によって放置されることのないように。審議した責任が問われかねない。出来れば条件として附すべき。

室長

現地調査時には、故障、メンテナンスで停止していた。確実に1基は故障中で停止していたが、データとしては動いており、国の示している基準よりも高い稼働率であるとの説明があった、また、事業者からの資料でもそのような内容であった。

配布済み資料でもそうであったと理解している。

なお、会長素案中、許認可は、原状回復するまでが許可の対象であるため、仮に許可した場合、工事が終わったら何も条件が付かないということではない。実際に撤去まで許認可の対象となっており、事業者はその期間は適正に法の範囲内で運営されるべきで自然環境にも配慮し続けるべきである。

濱中委員

審議会委員から、17年、20年の期間という年数が出たが、これは、耐用年数か？許可期間が20年という申請か？

副参事

効力が20年

内田委員

耐用年数と一緒に、法的に認められた期間。

濱中委員

償却期間？

内田委員

償却期間が済んでもまだ稼働する可能性はあるのか？30年とか。

濱中委員

そう理解してよいか？期限がないと思っていいのか？たった20年間の契約で、20年間の間に原状回復するわけではない。

会長

継続の申請があればその段階で。

濱中委員

そういうことか。

米山委員

関連するが、現在の風車のところについては、撤去に関する計画は適切に定められているので、申請時に撤去計画もあり、それに沿ってやらなかった場合は指導、期間延長なら、変更申請。

山崎委員

自然破壊において著しい影響を及ぼし同時に景観においても同様の影響を及ぼすという会長意見や他委員意見は認める。消極的に特例に賛成。

なぜ賛成なのかというと、風力発電によるエネルギーは三重県として必要であるだろうという考えからである。

なので、三重県及び事業者の青山高原ウィンドファームが、風力発電が必要であるという強い意志を示さないと、審議会委員の反対意見を押し切ってまで設置する価値があるということをなかなか納得できない。

風力発電エネルギーの必要性が明記され、それに基づいて賛成と私自身は考える。

議論の結果、そこまでして建てる必要がないというのであれば、審議会委員の皆さんが述べるように反対ということでも私は差し支えない。

伊藤委員

自然エネルギー、風車については非常に効率が悪いという結果が出ている。多大なお金をかけてやる必要があるのか？私の個人の考えとしては小中学校のフラットな屋根に太陽光発電のパネル設置をすることで光エネルギー発電をすることを推奨する。設置の金銭面では、子供の教育も兼ねて地域財を活用する。家族全体でエネルギーを考える一つのいいチャンスになる。

風車を使ってエネルギー発電するよりも、エネルギーだけを考えれば太陽光発電が一番手軽でより多くのエネルギーを得られる。エネルギー問題を論じたい委員が多いが新聞、テレビでの情報程度。

会長

この問題には、そのようなエネルギー問題が潜んでいる。

山本委員

既設の風車は、自然公園内かそうでない場所も特例を認めているのか？

室長

旧久居市4基、その後現申請者の青山高原ウィンドファームが公園内。公園の外北側にシーテック。

青山高原ウィンドファームは、駐車場から続く部分について平成12年か13年に許可基準の特例を定めた。その際は、「青山高原に風力発電を設置すること」というもう少し広い内容で諮問した。初めての案件だったので、そういう内容での諮問となった。そして、「適当と認める」という答申があった。今回の計画は旧特例区域と一部重複し、区域にも一部入る計画となっている。

山本委員

賛成、反対はない。今回の諮問で「重大」、「著しい景観」だと、既存風車とは設置量が増加しているが、個人的には、「著しく」、「重大」とまではいかない。委員の一人としては、特に異存はない。

木村委員

風車の耐用年数も合わせて考えると、耐用年数がきても維持管理や建て替えにより風車を再利用となれば良い。停止のまま放置されるということ、また新たにどんどん開発していくということは絶対反対。稼動してこそエネルギーを生み出す風車であって、動いていない風車は×。

現地調査の帰りに白山町のほうから青山高原を見たが、風車は見えるが、遠くで景観としては何も問題がない。しかし、ハイキング、遠足、ドライブ等で近くで見たとときの感覚が一番大事。来訪者への配慮が素案に盛り込まれている。

現地調査の際、三角点付近は遠目に白い風車が見えるだけだが、今回、風車は道路付近に設置されるため、自然を求める来訪者には、巨大な人工的なものとなる。

青山高原のパンフレット写真も、自然の豊かさを非常に大写しにしている。美しい景色、自然の眺めが求められている場所に風車を作ると景観上悪い。審査基準では、目の前の突起物は特例でしか許可できない。特例を定めることにより、許可すると、来訪者にとっては失望でしかない。本当に残念な結果になる。風車支柱の裸地状態を見て心を癒されることはほとんどない。土砂の流出原因にもなる。何を求めて来訪するかを考えた時に、非常に問題。撤去される風車については、撤去するまで責任を持ってということですが、撤去後の自然回復は非常に難しい。国定公園として高原的な非常に良い景観、環境を将来後世に残すべきことが、私達の責務ではないのかと思う。

エネルギー不足という問題はたしかにあるが、それが他の方法で解決できるようになったときに、すでに破壊してしまった青山高原の自然はどうなのかと、簡単には風車設置を認めてしまっただけではいけないのではないかと？

現在のエネルギー問題だけではなく、将来にわたり自然から受ける恩恵というのは私達だけのものではない。将来の人々にとっての癒しであったり、酸素であったり、きれいな空気であったり、きれいな水であったりという所を考えて意見を出すべきと考えるので、私は「反対」ということで「特例を認めない」という答申をしていただきたい。

「風力発電施設の設置を許可する場合」という表現はあまり賛成ではないが、会長素案のように条件を列挙していただく事も必要。

大西委員

木村委員と同意見。なぜ、国定公園である必要があるのかということが疑問。

国定公園というのは法律で守られているところである。陪審員でも裁判官でもない私達が特例を定めて許可して、OKですと言っていいものか非常に疑問。

例えばこの場所でチェーンソーで木を切り始めたら、看板を立てたら、必ず罰せられるにもかかわらず、社会的に必要であるからという理由で、許可基準の特例を定め、風力発電施設の設置を許可をすることにより大きな自然破壊が起こる。

もし、特例を認めないというのであれば風力によって補われる予定であった県の
新エネルギービジョンで公式で発表されている1%の電力を、節電や、停止中の風
車整備により発電効率をあげる、太陽光パネルを作る等、自然を守る方向でまず1
0年なら10年、努力をし、その結果1%が補えなかった場合、検討するのではよ
いのではないか。

木佐貫委員

自然の生態系保全についての室長の説明では、生態系保全については県に任せて
くれ、景観のほうは今回重要だが、生態系のほうはこの事業者の一件を県が判断し
ていくという発言について。

室長

今回の諮問は、許可基準の特例を定めることについては「眺望、展望」について
のみであるということ。

申請について許可、不許可を別として、基準の特例ということは許可基準として
何か外してもいいかということである。

現在、自然エネルギーを積極的に推進していかなければならないという非常に大
きな社会的要請があること、眺望、展望に関しては、過去においても、道路により
公園の真ん中が大きく分断されている、風力発電施設以外の既設の施設（テレビ電
波塔など）により、現時点でも、眺望展望に支障がある。その観点からすれば、新
エネルギーを推進するという観点に立ったとき眺望、展望についての特例を定める
ことを諮問した。

生態系については許可基準の審査の中で県が判断すべきと考えている。最終的に
は、事務的な決裁となるが、「生態系」については、開発することで影響があるとい
う認識はしているが重大な支障とまでは考えていない。

審議会委員に対し生態系についての意見は求めていないという意味ではない。

木佐貫委員

夜行性の動物とかコウモリとか、津市から青山方面を見ると夜は光が点滅してい
る。夜行性の動物は暗闇でも行動できる位暗闇に適した動物で、近くであれだけの
強力なフラッシュが点滅していると、かなり繁殖とかに悪影響が出てくると思われ
る。調べるのは難しくないと思われる猛禽類やコウモリについても十分な調査なし
に影響がないという結果であるため、手抜きの調査は評価できない

平成12年に出来た最初の風車も個々の意見があって条件付きで事後調査を事業
者がやっているのではないのか？

副参事

平成13年の風車設置時に同じような審議会で諮問した際、当時は今回のような
大きな規模ではなかったため、事業者が自主アセスを行った。

その中で猛禽類の調査がなかったため、審議会委員から猛禽類の調査についての

意見があり、許可の際、5カ年間、猛禽類の調査結果を提出している。

木佐貫委員

猛禽類だけで夜行性の動物はないのか？

副参事

当時は猛禽類のみ。

木佐貫委員

その結果、重大な影響はないという判断をされたという事か？

それについてここで諮問をしているということか？

室長

今回の審議会では、もう少し幅広く意見を出していただいているかと思っている。

加治佐会長の試案にもやはり幅広い意見が盛り込まれていると感じる。

木佐貫委員

個人的にはエネルギー関係で風力の効率等は不明だが、生態系への影響が一番基準を満たしていないと思う。

内田委員

審議会での諮問に対して、自然公園法の問題なので、著しく眺望を阻害するものということでなければ問題は無いということだと思う。私としては賛成。

審議しているのは、自然公園法施行規則第11条第1項第4号で、当該風力発電施設が山稜線を分断するなど、眺望の対象に著しい支障を及ぼす物ではないと判断する。

濱中委員

審議する必要はない。特例というものが認められるかということ審議している。

内田委員

法律の問題は関係ない。

濱中委員

法律違反だったらダメです。違反じゃない部分を認めているわけですから審議してくださいということ。

内田委員

なので、既設もあるし、特に問題はないと。

大西委員

「生態系への影響が大きい場合でも認めましょう」と？

室長

自然公園法の規則ですけれども、許可基準がとても細かく決められている。それが自然的、社会経済的基準から見て、許可基準をそのまま適用することが妥当でないという場合に「特例」という形で、許可基準を適用しないということができるということになっている。

それで、今回は眺望展望に関してはその許可基準を適用しないということを「特例」として定め、それ以外の基準について審査をする。

諮問通りの内容で特例を定めることを審議会で認められた場合、その2点だけ適用しない許可基準で審査して許可の判断をすることになる。

平成13年度当時も同じように、ここの規定自体は風力発電の単独のものとして設置されているが、この基準についてはほとんど改正されていない。当時、眺望、展望についてののみ許可基準を適用しないという特例地区を設定し、申請を許可した経緯がある。

特例を定めたことにより即許可ということにはならない、ただ許可基準を適用しなければ、法律上は許可できないということになる。

米山委員

内田委員の発言にもあるように、例えば前は、法律、省令により基準の項目をはずして許可しているが、自然公園法・規則の許可基準で、この項目とこの項目は外してもいいかという諮問。山本委員の発言で13年に一旦その2項目は外してもよいとして設置を認めている。前回良くて、今回だめという理由が必要である。

例えば土砂崩れが起きる等の理由でも示さない限り、遠くから見たときにだめというのならその理由を示さないといけない。あくまでも自然という事で言えばこの2点に絞られる。

風車では許可基準7項目のうち、2項目だけは今回外し5項目、管理棟については許可基準9項目全部、送電線、変電所については7項目のうち2項目外し5項目を審査することになる。

管理用道路は6項目全て許可基準に沿って審査し全部クリアすることになるか？

最後に50mを越える高さについて環境省と協議。

何か理由を示さないと反対は出来ない。

会長

そういう問題もあるということを我々忘れないようにということ。

木村委員

平成13年の時と今とで、諮問されている言葉としては、特例を認めてもいいかということだと思うが、当時の状況を考えると、その当時は4基しかなく、風力発電、風車を20基建てていいかということで第三種特別地域にかかるものについて特例を認めるというものだった。それについて、特例を認めないとつけれないということで定めた。しかし現在、既に40基建っているという状況で、青山高原の半分は風車で埋まってしまった。上がほとんど風車になってしまったという状況の中、後の半分を認めるかどうかという話になる。同じようだが、根本的にそこが違う。条件が同じかどうか、ということと、時代の流れ。平成13年、今から10年前に生物多様性という言葉を知っていた人がどれだけいたか。当時ほとんどそういう言

葉は聞かなかった。

現在は生物多様性ということが非常に重要だということが、一般に周知され、認識されている。景観への支障が、許可基準に合わないため、許可出来るように特例を定めていいかという諮問だが、観点が違う。生物多様性等多くの社会条件も絡めてもう一度ゼロから考えた方が良い。

会長

平成13年度と生物多様性の認識の違いという話がでた。重視するかしないかではなく、関わりのあることだろう。

米山委員

今回、初めて風力発電施設を作るのではなく、既設について、動植物にどのような影響を与えているかという実績、データがあるはず。

例えばこの部屋に150人入れるのと、500人入れるのとでは違う。同じように、青山高原という空間の中の風車についても、過去のデータから、野鳥等にどのような影響があるかということを試算しなければ、漠然とした理由で反対することは出来ない。現在建っている風車に関してのデータはないのか？もう少し慎重に考えた方がいいと心配している。

会長

逆にこちらがデータ不足を問われる可能性もあるのか。

となると、どっちに転んでも話が難しくなる。しかしながら、あくまでも、これが私の書いた素案で、書き直すことで皆様の意に沿うような形になればよい。

今後の話の進め方について、事務局と相談するため、10分休憩。

- 休憩 -

会長

現在、この審議会では、風力発電施設の設置が生態系に大きな影響をあたえるのではないかという議論がされている。

昨年度の審議会でCOP10のことを審議したが、ほとんどの人が忘れていて、このようなエネルギー問題に関わると思っている人はほとんどいない。

風力発電について、私達はそういうことが生態系に大きく関わるという話をしますが、ほとんどの人はエネルギー問題として捉え、生態系への影響について同じ問題とは捉えていない。学生に聞いてみた感想も同じ。

去年のCOP10の議論が一段と個々での結論を出しにくい理由の一つになっている。

事務局と話した結果、次回もう一回集まっただいて、第5回の審議会をすることにした。次回開催までに、各審議会委員が本日配布した私の素案に各々赤ペンで修正や意見をいれることとする。

審議会では説明の上手な方、意見を述べるのが得意な方、得意じゃない方いろいろ

るがあるので、各委員が、思い思いに、あれが足りない、これが足りないというところを書き加えるなり削除するなりしていただく。

それにより、全体的な審議会の意向というのを把握し、次回のまとめ作業として進めたい。

ここで、第4回審議会は終了したい。

山崎委員

次回までに意見を記入するのか？

会長

はい。私の素案に赤ペンを入れていただく。

山崎委員

それを事務局に送付でよいか？

会長

事務局から改めて文書を送付する。

室長

電子媒体をメールで届けるか、紙で届けることになる。

会長

次回の審議会では、それに基づき審議したい。審議会の何日か前までに返送。

室長

次回審議会日程調整の際に連絡する。

大西委員

次回審議会の開催時期？

室長

日程調整で通常2週間か3週間の範囲内で出席委員の多い日を選ぶ。

8月の後半で照会する予定。

大西委員

できれば9月の前半までに設定してほしい。

副参事

欠席でも意見の反映可能。

会長

本日の全ての議事は終了した。司会に進行を返上。

(閉会宣言)

室長

平成23年度第4回自然環境保全審議会を終了します。